

最高人民法院による営業秘密侵害の民事事件の審理における法律適用に関する若干の問題の規定は2020年8月24日に最高人民法院審判委員会第1810回会議を通過し、ここに公布する。2020年9月12日より施行する。

最高人民法院 2020年9月10日

参照サイト：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254751.html>

【仮訳】

法釈〔2020〕7号

最高人民法院による営業秘密侵害の民事事件の審理における法律適用に関する若干の問題の規定

営業秘密侵害の民事事件を正確に審理するため、「中華人民共和国反不正競争法（訳注：以下、不正競争防止法という）」、「中華人民共和国国民訴訟法（以下、訳注：民事訴訟法という）」などの関連法律規定に基づき、裁判実務と結び付け、本規定を制定する。

第1条 技術に関連する構造、原料、成分、調合、材料、モデル、様式、植物新品種繁殖材料、生産技術、方法或いはそのステップ、アルゴリズム、データ、コンピュータプログラム及びその関連文書などの情報について、人民法院は不正競争防止法第9条第4項にいう技術情報を構成すると認定することができる。

経営活動に関連する創意、管理、マーケティング、財務、計画、見本、入札材料、顧客情報、データなどの情報について、人民法院は不正競争防止法第9条第4項にいう経営情報を構成すると認定することができる。

前項にいう顧客情報には、顧客の名称、住所、連絡方法及び取引習慣、趣向、内容などの情報を含む。

第2条 当事者は単に特定顧客と長期的に安定した取引関係を保持しただけで、当該特定顧客を営業秘密に属すると主張する場合、人民法院これを支持しない。

顧客は従業員個人に対する信頼に基づき当該従業員の所在する単位と取引を行い、当該従業員の離職後、顧客が自ら当該従業員或いは当該従業員の所在する新しい単位と取引を行うことを証明できる場合、人民法院は当該従業員が不正な手段を用いて権利者の営業秘密を獲得していないと認定しなければならない。

第3条 権利者が被疑権利侵害行為の発生時に当該業界の関連人員（訳注：以下、当業者）の一般的知識で

なくかつ容易に獲得できない保護を求める情報と申立てた場合、人民法院は不正競争防止法第9条第4項にいう公衆に知られていないと認定しなければならない。

第4条 以下に掲げるいずれかの状況を有する場合、人民法院は関連情報を公衆に知られていると認定することができる：

(1) 当該情報は当業分野において一般常識或いは業界慣行に属する場合；

(2) 当該情報は単に製品のサイズ、構造、材料、部品の簡単な組合せなどの内容にのみ関連し、当業者は上市された商品を観察することを通じて直接獲得できる場合；

(3) 当該情報はすでに公開出版物或いはその他のメディアで開示発表されている場合；

(4) 当該情報はすでに公開の報告会、展覧などの方法を通じて開示されている場合；

(5) 当業者はその他の公開ルートから当該情報を獲得できる場合。

公衆に知られた情報が整理、改良、加工された後に形成された新しい情報が本規定の第3条の規定に適合する場合、当該新情報は公衆に知られていないと認定しなければならない。

第5条 権利者が営業秘密漏洩を防止するために、被疑権利侵害行為が発生する前に講じた合理的な秘密保持措置について、人民法院は不正競争防止法第9条第4項にいう相応の秘密保持措置と認定しなければならない。

人民法院は、営業秘密及びその記録媒体の性質、営業秘密の商業価値、秘密保持措置の識別可能性、秘密保持措置と営業秘密の対応の程度及び権利者の秘密保持意向などの要素に基づき、権利者が相応の秘

密保持措置を講じたか否かを認定しなければならない。

第6条 以下に掲げるいずれかの状況を有し、通常の場合において営業秘密の漏洩を防止するために十分である場合、人民法院は権利者が相応の秘密保持措置を講じていたと認定しなければならない：

(1) 秘密保持契約の締結或いは契約の約定に秘密保持義務がある場合；

(2) 規定、研修、規則制度、書面告知などの方式を通じ、営業秘密に接触、獲得できる従業員、元社員、供給業者、顧客、来訪者などに秘密保持義務を求めている場合；

(3) 機密のある工場、職場などの生産経営場所に対して、来訪者を制限或いは区分管理を行っている場合；

(4) 標識、分類、分離、暗号化、封鎖、接触或いは獲得が可能な人員の範囲の制限などの方式により、営業秘密とその記録媒体に対して区分と管理をしている場合；

(5) 営業秘密に接触、獲得できるコンピュータ機器、電子機器、ネットワーク機器、記憶機器、ソフトウェアなどに対する使用、アクセス、記憶、複製などの禁止或いは制限措置を講じている場合；

(6) 退職社員にその接触或いは獲得した営業秘密及びその記録媒体の登録、返還、削除、廃棄を求め、継続した秘密保持義務を承諾させている場合；

(7) その他の合理的な秘密保持措置を講じている場合。

第7条 権利者が保護を求める情報は公衆に知られていないために現実的或いは潜在的な商業価値を有する場合、人民法院は審査を経て不正競争防止法第9条第4項の商業価値を有すると認定することができる。

生産経営活動中に形成された段階的成果が前項の規定に適合する場合、人民法院は審査を経て当該成果が商業価値を有すると認定することができる。

第8条 被疑権利侵害者が法律の規定或いは一般に認められる商業道徳に違反する方法で権利者の営業秘密を獲得した場合、人民法院は不正競争防止法第9条第1項にいうその他の不正手段による権利者の営業秘密の獲得に属すると認定しなければならない。

第9条 被疑権利侵害者は生産経営活動において直接営業秘密を使用、或いは営業秘密に対して修正、改良して使用、或いは営業秘密に基づき生産経営活動を調整、最適化、改良した場合、人民法院は不正競争防止法第9条にいう営業秘密の使用に属すると認定しなければならない。

第10条 当事者は法律の規定或いは契約の約定に基づき秘密保持義務を負う場合、人民法院は不正競争防止法第9条第1項にいう秘密保持義務を構成すると認定することができる。

当事者は契約に秘密保持義務の約定がない場合、但し信義誠実の原則及び契約の性質、目的、締結過程、取引慣行などに基づき、被疑権利侵害者はその獲得した情報が権利者の営業秘密に属することを知り或いは知りうる場合、人民法院は被疑権利侵害者がその獲得した営業秘密に対して秘密保持義務を負うと認定しなければならない。

第11条 法人、非法人組織の経営、管理人員及び労務関係を有するその他の人員の場合、人民法院は不正競争防止法第9条第3項にいう従業員数、元従業員と認定しなければならない。

第12条 人民法院は従業員、元従業員が権利者の営業秘密を獲得するルート或いは機会があるか否を認定する場合、それに関連する以下に掲げる要素を考慮することができる：

(1) 職務、職責、権限；

(2) 担当した本職業務或いは会社から割当てられた任務；

(3) 営業秘密に関連する生産経営活動に参画した具体的な状況；

(4) 保管、使用、保存、複製、支配或いはその他の方法で営業秘密及びその記録媒体に接触、獲得したか否か；

(5) 考慮すべきその他の要因。

第13条 被疑権利侵害情報と営業秘密とに実質的な区別がない場合、人民法院は被疑権利侵害情報と営業秘密は不正競争防止法第32条第2項にいう実質的に同一を構成すると認定することができる。

人民法院が前項にいう実質的に同一を構成するか否かを認定する場合、以下に掲げる要素を考慮することができる：

- (1)被疑権利侵害情報と営業秘密の異同の程度；
- (2)当業者が被疑権利侵害行為の発生時に被疑権利侵害情報と営業秘密の区別に容易想到であるか否か；
- (3)被疑権利侵害情報と営業秘密の用途、使用方法、目的、効果などに実質的差異があるか否か；
- (4)公開の領域における営業秘密に関連する情報の状況；
- (5)考慮すべきその他の要因。

第14条 自主研究開発あるいはリバースエンジニアリングを通じて被疑権利侵害情報を獲得した場合、人民法院は不正競争防止法第9条に規定される営業秘密侵害行為に属しないと認定しなければならない。

前項でいうリバースエンジニアリングとは、公開ルートから取得した製品に対して技術手段を通じて分解、測量、分析などにより当該製品に関する技術情報を獲得することをいう。

被疑権利侵害者が不正な手段で権利者の営業秘密を獲得後、またリバースエンジニアリングを理由に営業秘密を侵害していないと主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

第15条 被申立人が権利者の主張する営業秘密を不正な手段で獲得、開示、使用或いは他人に使用許諾を試み或いはすでに実施している場合、行為保全（訳注：仮差止）措置を講じないと判決の執行が難しくなる或いは当事者のその他の損害をもたらす、或いは権利者の合法的権益に補填が難しい損害をもたらすことになる場合、人民法院は法により行為保全の裁定を講じることができる。

前項の規定の状況が民事訴訟法第100条、第101条にいう緊急の状況に属する場合、人民法院は48時間以内に裁定を下さなければならない。

第16条 経営者以外のその他の自然人、法人及び非法人組織が営業秘密を侵害し、権利者が不正競争防止法第17条に基づき権利侵害者は民事責任を負わなければならないと主張する場合、人民法院はこれを支持し

なければならない。

第17条 人民法院が営業秘密を侵害する行為に対して、侵害を停止する民事責任の判決を下したとき、侵害を停止する期間は通常、当該営業秘密がすでに公衆に知られる時まで継続しなければならない。

前項の規定による侵害を停止する期間が明らかに不合理で、人民法院が法により権利者の営業秘密の競争優位を保護する場合、侵害者に一定期間或いは範囲内で当該営業秘密の使用停止の判決を下すことができる。

第18条 権利者が権利侵害者に営業秘密の記録媒体の返還或いは廃棄し、その支配する営業秘密情報を除去する判決を申立てる場合、人民法院は通常これを支持しなければならない。

第19条 権利侵害行為により営業秘密が公衆に知られている場合に、人民法院が法により賠償額を確定する場合、営業秘密の商業価値を考慮することができる。

人民法院が前項にいう商業価値を認定する場合、研究開発コスト、当該営業秘密の実施収益、可能利益、競争優位維持可能期間などの要素を考慮しなければならない。

第20条 権利者が商業秘密の許諾使用料を参照して権利侵害により受けた実際の損失を確定するよう申立てた場合、人民法院は許諾の性質、内容、実際の履行状況及び権利侵害行為の性質、情状、結果などの要素に基づき確定することができる。

人民法院が不正競争防止法第17条第4項に基づき賠償額を確定する場合、営業秘密の性質、商業価値、研究開発コスト、イノベーションの程度、もたらされる競争優位及び権利侵害者の主観的過失、権利侵害行為の性質、情状、結果などの要素を考慮することができる。

第21条 当事者或いは第三者の営業秘密に関する証拠、資料に対して、当事者或いは第三者が書面で人民法院に秘密保持措置を講じるよう申立てた場合、人民法院は保全、証拠交換、質疑、鑑定委託、尋問、開廷審理などの訴訟活動中に必要な秘密保持措置を講じなければならない。

前項にいう秘密保持措置の命令に違反し、営業秘密を無断で開示、或いは訴訟活動以外で使用、或いは訴

訟において接触、獲得した営業秘密を他人に使用を許諾する場合、法により権利侵害の責任を負わなければならない。民事訴訟法第111条に規定する状況を構成する場合、人民法院は法により強制措置を講じることができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第22条 人民法院が営業秘密侵害民事事件を審理するとき、営業秘密犯罪刑事訴訟手続き中に形成された証拠に対して、法定手続きに基づき、全面的で客観的な審査をしなければならない。

公安機関、検察機関或いは人民法院により保存された被疑権利侵害行為と関連性のある証拠は、営業秘密侵害民事事件の当事者及びその訴訟代理人が客観的な原因により自ら収集できず、調査収集を申立てた場合、人民法院は許可しなければならない。但し、進行中の刑事訴訟手続きに影響する可能性がある場合を除く。

第23条 当事者が発効した刑事裁判で認定された実際の損失或いは違法所得に基づき同一の営業秘密侵害行為に係る民事事件の賠償額を確定することを主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

第24条 権利者は既に権利侵害者が権利侵害により獲得した利益の初歩的証拠を提供しているが、営業秘密侵害行為に関する帳簿、資料は権利侵害者が掌握している場合、人民法院は権利者の申立に基づき、権利侵害者に当該帳簿、資料の提供を命じることができる。権利侵害者が正当な理由なく提供を拒否或いは事実どおりに提供しない場合、人民法院は権利者の主張と証拠に基づき権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を認定することができる。

第25条 当事者が同一の被疑営業秘密侵害行為に係る刑事事件がまだ結審されていないという理由で、営業秘密侵害民事事件の審理の中止を申立てた場合、人民法院は当事者の意見を聴取後、当該刑事事件の審理結果を根拠することが必須と認める場合、これを支持しなければならない。

第26条 営業秘密侵害行為に対して、営業秘密独占使用許諾契約の被許諾者が訴訟を提起した場合、人民法院は法により受理しなければならない。

排他的使用許諾契約の被許諾者が権利者と共同で訴訟を提起、或いは権利者が起訴しない状況で自ら訴訟を提起した場合、人民法院は法により受理しなければならない。

普通使用許諾契約の被許諾者が権利者と共同で訴訟を提起、或いは権利者の書面による授權を経て単独で訴訟を提起した場合、人民法院は法により受理しなければならない。

第27条 権利者は、第一審の法廷弁論終結前に、主張する営業秘密の具体的内容を明確にしなければならない。単に部分的に明確にできるだけの場合、人民法院は当該明確な部分に対して審理する。

権利者が第二審手続き中に、その第一審中に明確にしていない営業秘密の具体的内容を主張する場合、第二審人民法院は当事者の自由意志の原則に基づき当該営業秘密の具体的内容に関する訴訟申立について調停することができる。調停が成立しない場合、当事者に別の起訴を通告する。双方当事者がともに第二審人民法院が合併審理することに同意した場合、第二審人民法院は合併裁判することができる。

第28条 人民法院が営業秘密侵害民事事件を審理する場合、被疑権利侵害行為が発生した時の法律を適用する。被疑権利侵害行為が法律改正前にすでに発生するとともに法律改正後まで継続している場合、改正後の法律を適用する。

第29条 本規定は2020年9月12日より施行する。最高人民法院が以前公布した関連司法解釈と本規定が一致しない場合は、本規定に準ずる。

本規定施行後、人民法院が審理する一審、二審の事件には本規定を適用する。施行前に既に発効した判決の事件には本規定を再審で適用しない。

注: 上記翻訳は参考までの仮訳であり当方が責任を負うものではありません、原文でご確認をお願いします。